

（介護予防）小規模多機能型居宅介護（令和6年6月1日適用）

■介護保険費用分内訳：1割負担の場合

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護費用（月額）	3,450 円	6,972 円	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円
初期加算	900 円 （1日30円、30日間）		<ul style="list-style-type: none"> 登録した日から起算して30日以内の期間、加算されます 30日を越える入院をされた後に再び利用を再開した場合も同様です。 				
認知症加算 （介護予防を除く）	(Ⅲ) 760 円/月 (Ⅳ) 460 円/月		<ul style="list-style-type: none"> ご利用者が認知症の場合、その程度に応じ加算されます。 介護認定における主治医等の認知症高齢者日常生活自立度が基準になります。 				
若年性認知症 利用者受入加算	800 円/月 450 円/月（介護予防）		<ul style="list-style-type: none"> 若年性利用者を受け入れ、その利用者ごとに個別の担当者を定めることで加算されます。 				
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	750 円/月		<ul style="list-style-type: none"> 従業員の総数のうち、介護福祉士の割合が70%以上配置されており、所定研修や会議の開催を条件に加算されます。 				
総合マネジメント 体制強化加算	1,200 円/月		<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の他職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。また地域における活動への参加の機会が確保されている場合に加算されます。 				
訪問体制強化加算 （介護予防を除く）	1,000 円/月		<ul style="list-style-type: none"> 訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置していることと、ひと月の訪問回数が200回以上の事業所に加算されます。 				
科学的介護推進体制加算	40 円/月		<ul style="list-style-type: none"> 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の症状、その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働大臣に提出していることに加算されます。また必要に応じて、小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、上記の情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していることに加算されます。 				
看護職員配置加算（Ⅰ）	900 円/月		<ul style="list-style-type: none"> 常勤かつ専従の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。 				
介護職員等 処遇改善加算	所定単位数×14.9%		<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員の処遇改善を実施している場合に加算されます 				
中山間地域等における 小規模事業所加算	基本報酬×10%		<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が、サービス提供を行った場合に加算されます。 				

■介護保険費用外内訳

	朝食	昼食	夕食
食費	470 円	700 円	650 円
おやつ（飲み物）代	100 円（日額）		
宿泊費	1泊 3,000 円		

◎1泊3食+おやつ：4,920円

■注意事項

介護保険の1割負担は月単位で決まっています。訪問・通所・宿泊サービスの利用回数に関わらず同じ金額です。